

告示別表

改正後			改正前		
別表第一（第二条関係）（略）			別表第一（第三条関係）（略）		
別表第二（第二条関係）（略）			別表第二（第三条関係）（略）		
別表第三（第二条関係）（略）			別表第三（第三条関係）（略）		
第一欄	第二欄	第三欄	第一欄	第二欄	第三欄
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
一 <u>ベータ線又はガンマ線のみを放出する場合</u>	（略）	（略）	一 <u>ベータ線又はガンマ線以外の放射線を放出する放射性同位元素が存在しないことが明らかな場合</u>	（略）	（略）
二 <u>アルファ線を放出し、かつ、中性子を放出しない場合</u>	（略）	（略）	二 <u>アルファ線を放出する放射性同位元素のみが存在することが明らかな場合</u>	（略）	（略）
三 （略）	（略）	（略）	三 （略）	（略）	（略）
別表第四（第二条関係）（略）			別表第四（第三条関係）（略）		

別表第五（第二条関係）（略）

別表第六（第二条関係）（略）

別表第五（第三条関係）（略）

別表第六（第三条関係）（略）